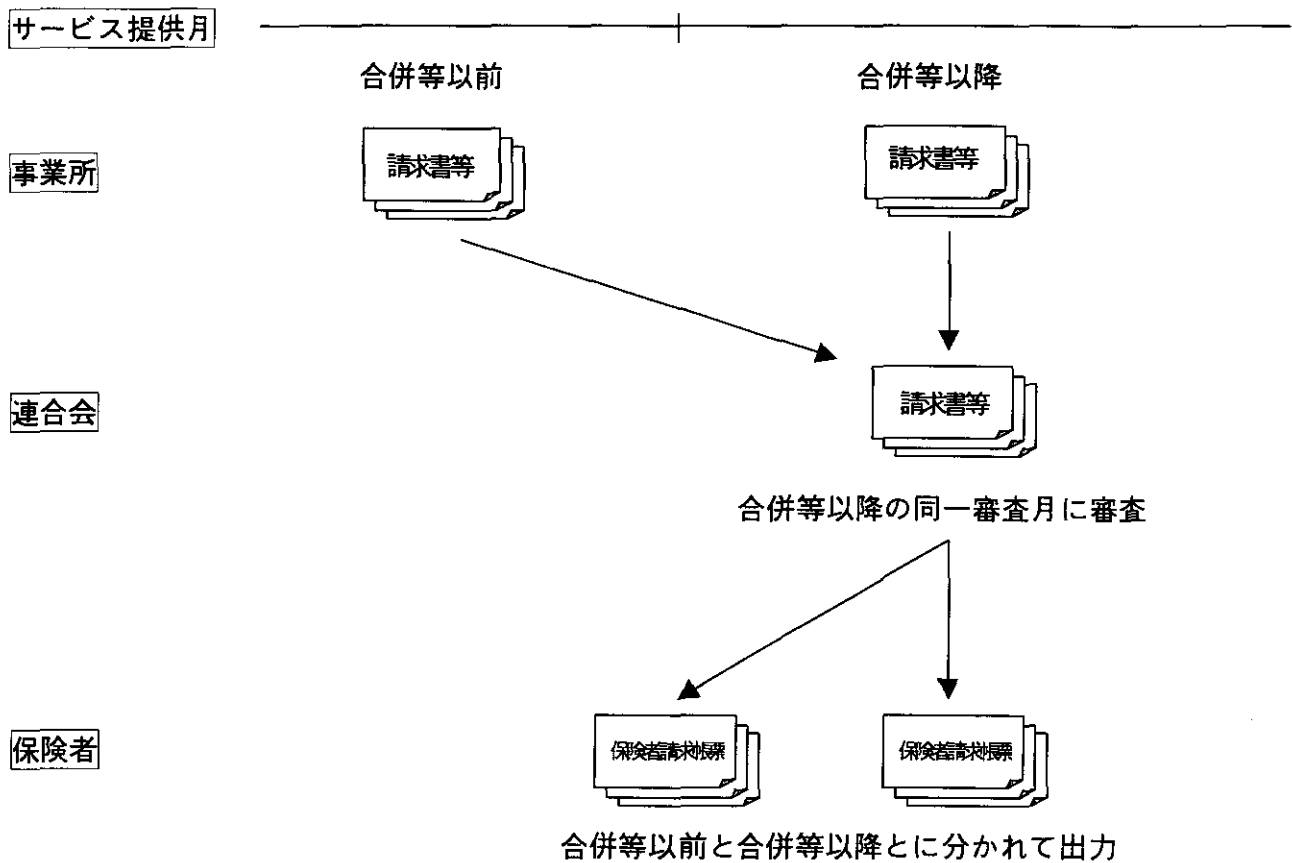


3. 市町村の合併等に係る保険者請求情報

市町村の合併等が行われた場合、事業所からの請求されるサービス提供月にもとづき、合併等の以前・以後のどちらかであるかにより、それぞれ合併等以前の保険者または以後の保険者にわかれて処理を行います。連合会では、分かれて出力された保険者請求帳票にもとづき、保険者に請求を行うこととなります。

なお、合併等以前の請求情報を合併等以後の保険者及び被保険者番号で請求または合併等以後の請求情報を合併等以前の保険者及び被保険者番号で請求した場合には、それぞれ台帳の有効期間外となりエラー（事業所へ返戻）となります。



保険者請求帳票	合併等以前のサービス提供月分	合併等以降のサービス提供月分
払込請求書	合併等以前の保険者名で出力	合併等以降の保険者名で出力
請求額通知書	合併等以前の保険者名で出力	合併等以降の保険者名で出力
請求明細表	合併等以前の保険者名で出力	合併等以降の保険者名で出力